

那覇市公報

第 1 7 8 9 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定について（建築指導課）	1105
○建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定について（建築指導課）	1107
○令和3年（2021年）6月那覇市議会定例会の招集について（総務課）	1109
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）	1110
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）	1111
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）	1112
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について（保護管理課）	1113
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）	1114
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）	1115
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）	1116

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）…………… 1117

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について（保護管理課）…………… 1118

○那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱（管財課）…………… 1119

◇ 公 告 ◇

○会議資料等ファイリングシステム導入・運用業務に係る公募型プロポーザルの実施について（議事管理課）…………… 1121

○収用の裁決申請書及び明渡裁決申立書等の写しの縦覧について（道路建設課）…………… 1122

○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…………… 1123

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）…………… 1125

告 示

那覇市告示第 103 号

令和 3 年 5 月 10 日

掲 示 済

建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定道路の種類：第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日：令和3年5月10日
- 3 指定道路の位置：別図参照
- 4 指定道路の延長及び幅員：
3・5・20号一銀線の一部 延長40m、標準幅員18m



那覇市告示第 104 号
令和 3 年 5 月 11 日
掲 示 済

建築基準法第42条第1項第4号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定道路の種類：第42条第1項第4号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日：令和3年5月11日
- 3 指定道路の位置：別図参照
- 4 指定道路の延長及び幅員：
3・4・那89号 城東城北線の一部 延長32m、標準幅員19m



那覇市告示第 133 号
令和 3 年 5 月 21 日
掲 示 済

令和3年（2021年）6月那覇市議会定例会の招集について

令和3年（2021年）6月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 招 集 の 日 | 令和3年6月1日（火） |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

那覇市告示第 148 号

令和 3 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

那覇市長 城 間 幹 子

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
ふうりん訪問診療所	島袋 高志	令和3年5月10日～ 令和9年5月9日
那覇市泊1－6－1 ビッグライスマンションとまり 204号		
福の木診療所	知念 襄二	令和3年4月1日～ 令和9年3月31日
那覇市首里儀保町2－19		
本永デンタルオフィス	西川 真子	令和3年5月1日～ 令和9年4月30日
那覇市松山1－1－1		

那覇市告示第 149 号

令和 3 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

那覇市長 城 間 幹 子

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
訪問看護 介		令和3年4月1日
所在地	那覇市松川3-23-37（那覇市銘苅303番地3F）	

那覇市告示第 150 号

令和 3 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
訪問看護ステーション末吉	医療法人 エイチ・エス・アール	令和 3 年 3 月 31 日
那覇市首里末吉町 2 丁目 95 番 4		
おもろまち訪問 看護ステーション	医療法人 エイチ・エス・アール	令和 3 年 3 月 31 日
那覇市古島 2 丁目 19 番 7		
訪問看護ステーション ゆいゆい	株式会社 エヌホームナーシング	令和 3 年 3 月 31 日
那覇市高良 3－8－23 眞浩商事ビル 402 号		
本永デンタルオフィス	本永 英司	令和 3 年 4 月 30 日
那覇市松山 1－1－1		

那覇市告示第 151 号

令和 3 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく医療機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
訪問看護ステーションひかり	令和3年4月30日
那覇市松山2丁目7番16号 ピアセブン永山2-C	

那覇市告示第 152 号

令和 3 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
訪問看護 介		令和3年4月1日
所在地	那覇市松川3-23-37 (那覇市銘苅303番地3F)	

那覇市告示第 153 号

令和 3 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
訪問看護ステーションゆいゆい (訪問看護、介護予防訪問看護)	令和3年3月31日
那覇市高良3-8-23 眞浩商事ビル 402号	
訪問介護ステーションゆいゆい (訪問介護)	令和3年3月31日
那覇市高良3-8-23 眞浩商事ビル 402号	
訪問看護ステーション末吉 (訪問看護)	令和3年3月31日
那覇市首里末吉町2丁目95番4	
おもろまち訪問看護ステーション (訪問看護)	令和3年3月31日
那覇市古島2丁目19-7	

那覇市告示第 154 号

令和 3 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
デイサービスセンター大名 (通所介護、介護予防通所介護、通所型サービスみなし・独自)	令和3年3月31日
那覇市首里大名町1丁目43番地	

那覇市告示第 155 号

令和 3 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
宮城 永全	あん摩マッサージ はり・きゅう	令和3年4月22日
訪問マッサージあい	那覇市牧志3-12-9 メゾンシリウス101	
屋比久 匠	あん摩マッサージ	令和3年5月6日
KEIROW那覇中央ステーション	那覇市泊1-6-2 ライオンズマンション泊901	

那覇市告示第 156 号

令和 3 年 6 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の変更について

生活保護法（昭和25年法律第144号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく施術機関について、生活保護法第55条において準用する第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 所 名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
島袋 京子		令和3年2月1日
施術所	大翔みんなの治療院（株式会社フレアス）	

那覇市告示第 157 号

令和 3 年 6 月 1 日

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和61年告示第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第6条～8条[略]	(変更事項の届出) <u>第6条 有資格者は、第4条の規定による申請書及びその添付書類の記載事項に変更が生じたときは、入札参加資格申請事項変更届（第1号様式）により、遅滞なくその旨を届け出なければならない。</u> <u>第7条～9条 [略]</u> <u>[第1号様式 別記]</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正後の欄中の様式（以下「改正様式」という。）の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を追加する。	

付 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

〔改正後 別記〕

第1号様式

年 月 日

入札参加資格申請事項変更届(清掃・警備)

那覇市長 宛

〒
住 所
商 号
代表者名
電 話 番 号

実印

下記のとおり変更があるので届けます。

記

1 変更年月日: 年 月 日

2 変更にかかる業種 (清掃 ・ 警備)

3 変 更 内 容

変更事項	変 更 前	変 更 後

※使用印鑑変更の場合は、新旧の押印をお願いします。

変更入力日 : 年 月 日

※関係する申請書及び変更の事実を証する書類を添付してください。

太枠の欄は記入しないでください。

使用印鑑届 ・ 所在地見取図 ・ 事業所の写真
登記簿謄本【履歴事項全部証明書】(写し可) ・ 印鑑証明書(原本)
その他()

← 添付している申請書等に○を付けてください。

公 告

那覇市公告第 72 号

令和 3 年 5 月 17 日

掲 示 済

会議資料等ファイリングシステム導入・運用業務に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 業務名 会議資料等ファイリングシステム導入・運用業務
- 2 参加表明書等の提出期限
令和3年6月11日（金曜日）午後5時
- 3 企画提案書等の提出期限
令和3年6月29日（火曜日）午後5時
- 4 企画提案募集要領等
募集要領や提出書類、仕様書等の詳細については、那覇市議会公式ホームページ等に掲載
- 5 書類提出先及び問い合わせ先
那覇市議会事務局議事管理課（担当：高江洲）
電 話：098－862－8153（内2649）
F A X：098－862－8296
E-mail：G-GIJI001@city.naha.lg.jp

那覇市公告第 77 号

令和 3 年 5 月 17 日

掲 示 済

収用の裁決申請書及び明渡裁決申立書等の写しの縦覧について

下記事業について、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項及び第47条の4第1項の規定に基づき、沖縄県収用委員会より収用の裁決申請書及び明渡裁決申立書等の写しが送付されたことから、法第42条第2項及び第47条の4第2項の規定により次のとおり公告し、収用の裁決申請書及び明渡裁決申立書等の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 起業者の氏名及び住所

起業者 国土交通大臣 赤羽 一嘉

上記代理人 内閣府沖縄総合事務局長 吉住 啓作

住 所 沖縄県那覇市おもろまち二丁目1番1号

2 事業の種類

一般国道506号新設工事（小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで）及びこれに伴う一般国道付替工事

3 収用しようとする土地の所在、地番、地目及び面積等

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする面積 (㎡)	使用しようとする面積 (㎡)
		登記簿	現況	登記簿	実測		
那覇市字具志宇知座原	850番1	畑	宅地	434	428.58	187.88	33.53

4 縦覧場所

那覇市都市みらい部道路建設課

5 縦覧期間

公告の日から令和3年5月31日まで

6 意見書の提出等

収用の裁決申請書及び明渡裁決申立書等について、土地所有者及び関係人等は、法第43条及び第47条の4第2項の規定により沖縄県収用委員会に意見書を提出できるが、意見書の提出がない場合、法第63条第1項の規定により原則として審理において意見を述べることができなくなるので注意されたい。

（提出先）

〒900－8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 県庁舎10階
沖縄県収用委員会事務局（沖縄県土木建築部用地課内）

那覇市公告第88号
令和3年5月20日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和 3 年 5 月 14 日

那覇市長宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	こどもみらい部 こども政策課 電話 861-2110			
個人情報管理責任者	こども政策課長			
業 務 の 名 称	那覇市保育士等就職活動渡航費等支援事業補助金の交付業務			
業 務 の 目 的	県外在住で市内保育所等への就職を検討している保育士等を対象に、市内保育所等への就職活動を支援することで保育人材を確保し、保育士等の不足による待機児童の解消を図る。			
個人情報の対象者	那覇市保育士等就職活動渡航費等支援事業補助金の交付申請者			
業務の開始年月日	令和 3 年 6 月 1 日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☒ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その 他 (電話番号、口座番号)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その 他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その 他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その 他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(交付申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 89 号
令和 3 年 5 月 20 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和3年4月22日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	福祉部障がい福祉課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県身体障害者更生相談所
業 務 の 名 称	身体障害者診断書・意見書の提供について（回答）		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 令和3年4月22日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内 容	対象者（依頼文参照）について、令和2年1月24日交付時の身体障害者診断書・意見書の写し		
目的外利用又は提供をする根拠条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （ 類型事項第1項 ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条第 号に該当）		
目的外利用又は提供をする理 由	沖縄県より身体障害者福祉法第15条第4項にかかる事務に利用するため（身体障害者手帳の認定業務）		
届 出 担 当 部 課	障がい福祉課 862-3275（担当：給付1グループ）		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(提供)届出書

令和3年5月12日

那覇市長 宛

那覇市上下水道管理者

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	那覇市上下水道局 料金サービス課	目的外利用部課 又は提供先	那覇市環境部 環境保全課
業 務 の 名 称	浄化槽法第11条を根拠とする法定受検に関する通知送付業務		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 令和 年 月 日 ☒ 随 時(通知送付時)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	下水道未接続建築物の住所、当該建築物の使用者情報（住所、氏名）及び所有者情報（住所、氏名）		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （ 類型事項第1項 ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条第 号に該当）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	浄化槽法第11条を根拠とする法定受検に関する通知を送付するに際し、個人情報を提供することが公益の目的に合致し、本人の権利・利益を侵害しないため。		
届 出 担 当 部 課	料金サービス課（担当：幸地 健 連絡先：098-941-7810）		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 3 年 5 月 7 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	こどもみらい部 子育て応援課	目的外利用部課 又は提供先	健康部 地域保健課
業 務 の 名 称	こんにちは赤ちゃん訪問事業業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 令和 年 月 日 ☒ 随 時 ()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	令和3年度(2021年度)分の出生連絡票にかかる情報		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (法令等の規定に基づき、公益の目的を達成するため多様な事務 を処理している。事務を処理するにあたり、当該個人情報を必要 とする必然性及び公益性も認められる等の理由による。平成18年 4月3日付け那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会の答申に基 づく。)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
届 出 担 当 部 課	健康部地域保健課 電話853-7962		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 3 年 4 月 28 日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 市民税課	目的外利用部課 又は提供先	こどもみらい部 子育て応援課
業 務 の 名 称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業 (ひとり親世帯分)		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(令和3年4月22日以降)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	本業務で給付金支給対象者の資格要件として定められている 児童扶養手当支給制限限度額未満の該当可否の判断に必要とさ れている申請者及びその扶養義務者(父母、祖父母、子、孫、曾祖 父母、曾孫、兄弟姉妹、配偶者)の平成31年中の収入(所得) ※申請情報の閲覧方法に関し情報政策課に報告済み		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 一 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	本業務で給付金支給対象者の資格要件として定められている 児童扶養手当支給制限限度額未満の該当可否において、市民税課 で保有している平成31年中の収入(所得)情報を活用することで 本業務を効率的に実施できるため。		
届 出 担 当 部 課	こどもみらい部 子育て応援課 電話 861-8951		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和 2 年 4 月 2 3 日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部地域保健課	目的外利用部課 又は提供先	健康部健康増進課
業 務 の 名 称	特定健診の受診対象者決定		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(令和3年4月以降)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	親子健康手帳交付申請に基づく個人データ ①宛名コード ②氏名 ③住所 ④生年月日 ⑤申請年月日		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる類型事項 1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	特定健診受診対象者を決定する際、特定健診実施対象外となる妊産婦を特定するため。 (根拠法令 ・高齢者の医療の確保に関する法律第二十条 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項 ・厚生労働省告示第二百二十三号)		
届 出 担 当 部 課	健康部健康増進課 電話862-0564		